

令和7年分公的年金等の 扶養親族等申告書の提出について



日本年金機構より、9月から順次対象となる方へお知らせしています。

(マイナポータルとねんきんネットとの連携手続きを済ませており、電子申請の対象となる方には9月上旬から順次、マイナポータルにお知らせが送られています。)

◎「扶養親族等申告書」とは？

老齢年金には、『雑所得』として所得税および復興特別所得税がかかります。(障害年金・遺族年金には税金はかかりません。)

来年2月以降に受給する年金から源泉徴収される所得税について、配偶者控除等、各種控除を受ける際に、「扶養親族等申告書」を提出する必要があります。

◎どのような人が対象者なの？

老齢または退職を支給事由とする年金の支給額が以下に該当する方です。

① 65歳未満の方：108万円以上

② 65歳以上の方：158万円以上

※退職共済年金の受給者であって、老齢基礎年金が支給されている方の場合、退職共済年金の支給額が80万円以上

◎手続きはどうしたらいいの？

紙の申告書の提出または電子申請により手続きをしてください。

(前年分の申告書を電子申請で提出した方等は、紙の申告書は送付されず、マイナポータルへのお知らせによって、申告書のご案内をします。)

紙の申告書が送付される方には、申請案内リーフレットが同封されていますので、よくお読みになり、手続きしてください。

日本年金機構のホームページ(URL: <https://www.nenkin.go.jp>)では、扶養親族等申告書の具体的な記入方法、Q&Aがご覧いただけます。また、お問い合わせに自動でお答えする相談チャットも開設しており、24時間いつでも対応しています。その他にご不明な点がある場合は、「扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル《TEL～0570-081-240》」にお問い合わせください。

～申告書の電子申請サービスご利用にあたってのご注意～

○電子申請により申告書を提出した方は、紙の提出は不要です。

○電子申請には、署名用電子証明書のパスワードが必要です。

署名用電子証明書が搭載されていない場合は、新たに発行が必要ですので、町民課窓口へお問い合わせ下さい。

○マイナポータルとねんきんネットの連携手続きが必要です。

◎提出しないといけないの？

「扶養親族等申告書」を提出されない場合は、各種控除が受けられませんので、昨年から変更がない、提出期限を過ぎてしまった・・・という方も提出しましょう。

※年金に係る所得税額および復興特別所得税額の計算は、課税対象となる方が提出された「扶養親族等申告書」をもとに行われています。

◆提出が不要な場合があります◆

各種控除に該当しない方(受給者本人が障がい者・寡婦(寡夫)等に該当せず、控除対象となる配偶者または扶養親族がいない方など)は、「扶養親族等申告書」を提出する必要はありません。

～国民年金保険料は忘れずに納めましょう！～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先

町民課戸籍医療年金係 (TEL 2-2453)

函館年金事務所 (TEL 0138-56-1165)